Press Release



~安心して働ける信州のために~

報道関係者 各位

長野労働局発表(05-75) 令和6年2月16日 【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室 賃金室長 古畑善美 賃金指導官 荒河美穂 賃金指導官 嶋田正浩 (代表電話) 026(223)0555

長野県電気機械器具製造業 最低工賃を答申 ~約16年ぶりの工賃額の改正~

- 1 長野地方労働審議会(会長 山沖 義和)は、長野労働局長(久富康生)に対し、令和6年2月15日、現行の長野県電気機械器具製造業最低工賃額を改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 今後、長野労働局において、この答申を踏まえ、電気機械器具製造業最低工賃 を改正することとしており、本年4月25日に発効する見込みです。
- 3 長野労働局としては、平成19年9月28日以来、約16年ぶりの電気機械器具製造業最低工賃額の改定となることから、最低工賃の決定及び周知はもとより家内労働法に基づき家内労働者の労働条件の向上のため、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保などさまざまな施策を推進してまいります。

【長野県電気機械器具製造業最低工賃額】

- 1 長野県電気機械器具製造業最低工賃は、長野県の区域内で電気機械器具 製造業に係る業務に従事する家内労働者と委託する委託者に適用されます。
- 2 最低工賃は、次の表の品目、工程及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる 金額となります。

品目	工程	規格	金 額
電解コンデンサー	外観選別	バラ状のもので、かつ直径が25 mm以上で選別項目が5~6項目 のもの	1個につき54銭 (改正前38銭)
コイル	からげ (手作業で行うものに限る)	径が0.05mm以上0.2mm以下 のもので2回以上からげるもの	1個につき1円95銭 (改正前1円61銭)
プリント基板	差 し (手作業で行うものに限る)	リード線が2本のもので、かつ フォーミング加工されていないも の	1個につき89銭 (改正前63銭)
自動車用 ワイヤー ハーネス	コネクター差し (電線の端末に取り付けられ た端子をコネクターに差し込 むことをいう)	長さが50cmを超え2m以下の電 線について行うもの	1ピンにつき60銭 (改正前46銭)
	チューブ通し (電線の被覆を保護するため 丸チューブを電線の端から差 し入れることをいう)	長さが50cmを超え1m以下の チューブについて行うもの	1本につき84銭 (改正前59銭)